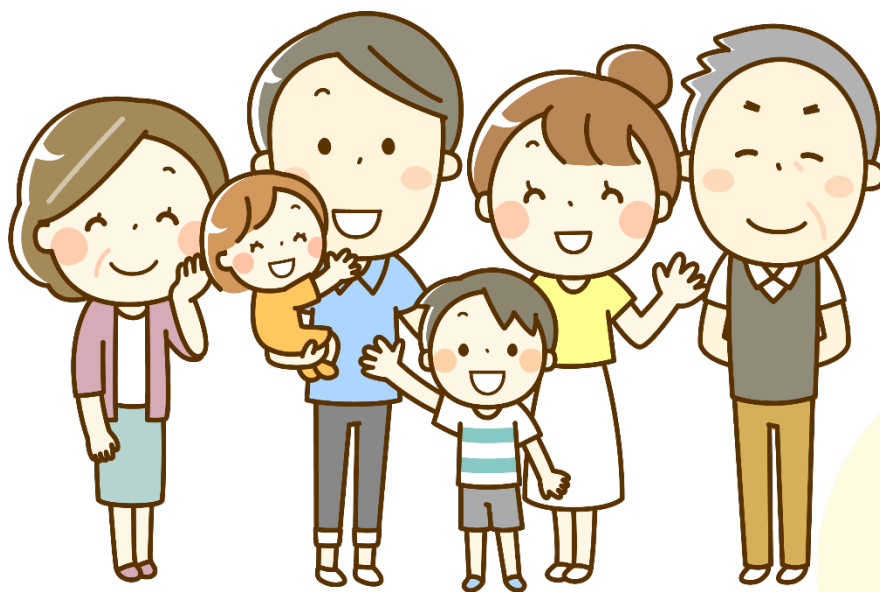


俱知安町 こども計画

《2026(令和8)年度～2029(令和11)年度》

概要版

～すべてのこどもが明るく健やかに成長できるまち 俱知安～



俱知安町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町においては、「第2期倶知安町子どもプラン」及び「倶知安町子どもの未来応援事業計画」を見直し、一体的に策定した「第3期倶知安町こどもプラン」（以下、「第3期計画」という。）を2025（令和7）年3月に策定し、こども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」では、市町村におけるこども施策についての計画（以下、「市町村こども計画」という。）を定めるよう努力義務が課せられています。

そのため、本町におけるすべてのこどもたちが夢と希望をもって成長することができる「こどもみんなな社会」を実現するための市町村こども計画として、「倶知安町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、第3期計画を包含する計画として位置付けます。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠と位置付け

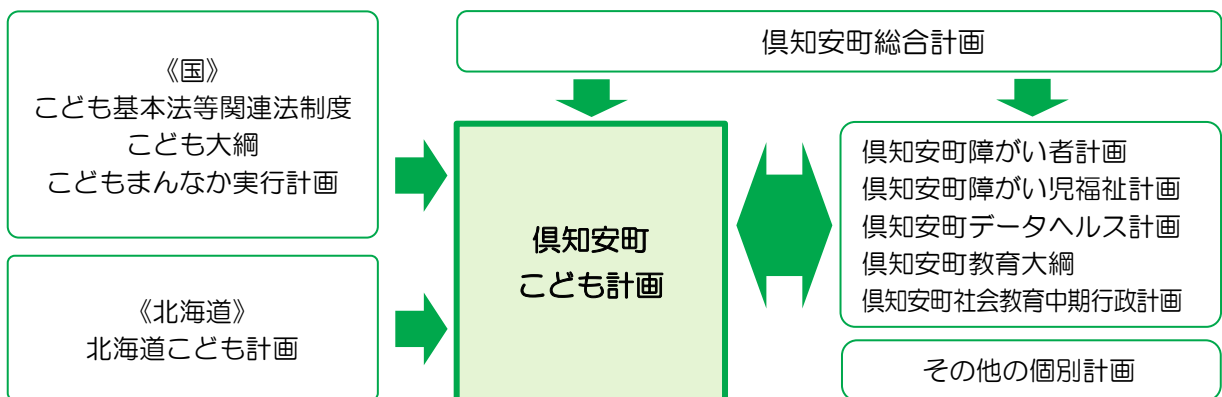
本計画は、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として、こども基本法の基本理念及びこども大綱を踏まえて策定する計画です。

また、本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条における「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を包含する計画として位置付けます

(2) 関連計画との関係

本計画は、「倶知安町総合計画」を上位計画とし、倶知安町におけるこども・子育て分野の個別計画として策定し、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■ 関連計画との関係



3 計画の期間

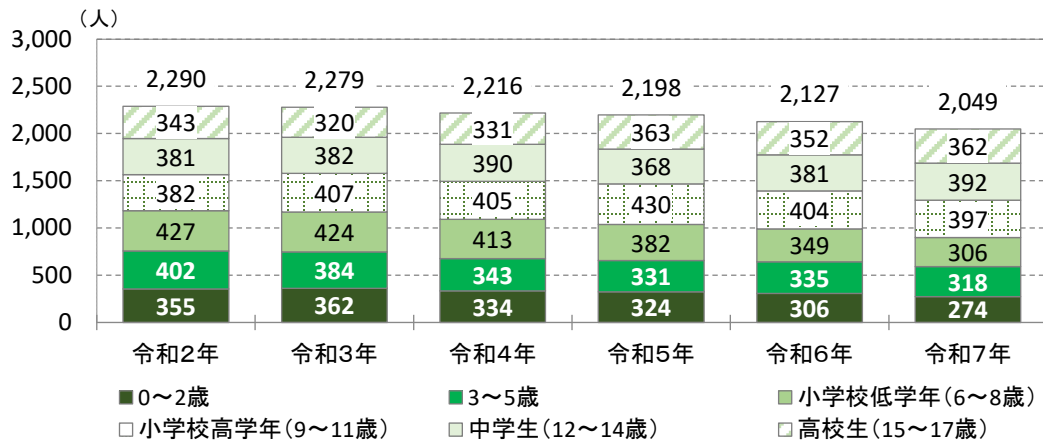
第3期倶知安町こどもプランの計画期間の終期に合わせ、本計画の計画期間は2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までの4年間とします。

● こどもと家庭等を取り巻く状況

1 こどもの人口

本町のこども（18歳未満）の人口は2020（令和2）年の2,290人から減少が続いており、2025（令和7）年には2,049人で241人（10.5%）の減少となっています。3歳ごとの年齢階級でみると、12歳未満は2020（令和2）年から減少しており、特に「小学校低学年（6～8歳）」は、2020（令和2）年の427人から2025（令和7）年は306人で121人（28.3%）の減少となっています。

■ 18歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 出生数等の推移

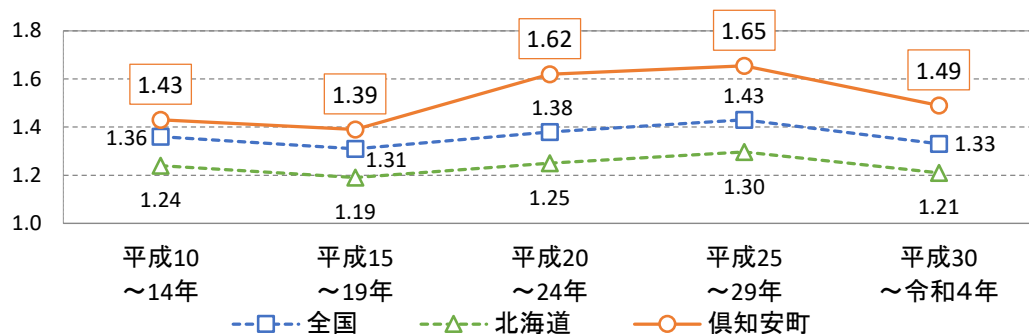
本町の直近の出生数は2020（令和2）年の139人が最も多く、2021（令和3）年以降は110人を下回って推移しており、令和6年は85人に減少しています。

■ 出生数等の推移

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出産 (人)	出生数	114	139	109	104	107	85
	死産	2	1	1	1	2	2
婚姻 (件)	婚姻件数	70	75	72	46	60	65
	離婚件数	20	24	26	22	19	21

資料：倶知安町

■ 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計特殊報告

● 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、俱知安町にある自然環境や地域資源、地域社会との関係のもとで、「こどもの最善の利益」が実現され、また、何よりもこどもの人権が尊重され、すべてのこどもの育ち（発達）が保障される地域社会を目指し、次の基本理念を掲げます。

－ 基本理念 －

**すべてのこどもが明るく健やかに
成長できるまち 俱知安**

2 基本的な視点

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を次の4点にまとめます。

《視点1》

こどもの視点

ものごとを進めるときには、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人だけでなく、こどもの視点に立った取組を進めていきます。

《視点2》

次代の親づくり という視点

子育ては、「人づくり」であり、その成果は短期的に現れるものばかりではなく、長期的な視点に立った次代の親づくりの視点をもって取組を進めていきます。

《視点3》

社会全体で こどもを育てる視点

こどもや子育て家庭を社会全体で支援し、すべてのこどもが自立した個人として健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていきます。

《視点4》

すべてのこどもと 家庭への支援の視点

子育てをしている家庭の負担を軽減できるように、子育て支援サービスの充実を図るとともに、支援を必要としている家庭に寄り添ったきめ細やかな支援を進めていきます。

3 施策の体系



● 量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間内における教育・保育事業の現在の利用状況や利用意向等を含めた「量の見込み」(ニーズ量)に対し、本町における保育所・認定こども園の提供体制を「確保方策」として下記のとおり定めます。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）					
量の見込み	138	128	121	114	115
確保方策	150	140	140	140	140
2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）					
量の見込み	179	167	158	148	150
確保方策	199	194	194	194	194
3号認定（2歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み	69	67	62	66	65
確保方策	66	66	66	66	66
3号認定（1歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み	61	56	60	59	59
確保方策	60	60	60	60	60
3号認定（0歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み	44	47	47	47	47
確保方策	30	30	30	33	36

2 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策

保育施設などの従来の利用要件を緩和し、保護者が就労していない場合でも保育所や認定こども園、幼稚園などで時間単位に0～2歳の乳幼児を預けられる事業です。当事業の「量の見込み」(ニーズ量)に対する提供体制を「確保方策」として下記のとおり定めます。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
0歳	1	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	1	1	1	1	1
確保方策	2	3	3	3	3
0歳	0	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	1	1	1	1	1

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業です。各事業の2029（令和11）年度における「量の見込み」（ニーズ量）に対する提供体制を「確保方策」として下記のとおり定めます。

事業	事業の概要	令和11年度		
		量の見込み	確保方策	
①利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	こども家庭センター型 妊婦等包括相談支援事業型		
②地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	399 延べ回数/月	600 延べ回数/月	
③妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	1,196回	1,500回	
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	100人	120人	
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	14人	20人	
⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、 トワイライトステイ事業）	様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。	25人 （延べ人数）	40人 （延べ人数）	
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート ・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	111人 （延べ人数）	当事業の実施 に向けた検討 を進めます。	
⑧一時預かり 事業	認定こども園 における預かり 保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	7,287人 （延べ人数）	9,000人 （延べ人数）
	保育所等での 一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	83人 （延べ人数）	168人 （延べ人数）

事業	事業の概要	令和11年度	
		量の見込み	確保方策
⑨延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	29人	2029（令和11）年度実施に向けた検討を進めます。
⑩病児保育事業 （病児・病後保育事業）	病児について、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。	176人 （延べ人数）	近隣自治体との調整など対応を検討します。
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	179人	260人
⑫子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	支援を必要とする家庭を把握した場合には、相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。	
⑬児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。	居場所を必要とする児童がいた場合には、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	
⑭親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。	支援を必要とする家庭があった場合には、相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。	
⑮妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。	330回 （延べ回数）	350回 （延べ回数）
⑯産後ケア事業	産後に、家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職が支援を行います。	69人	80人

俱知安町こども計画【概要版】

《令和8年度～令和11年度》

発行／俱知安町 編集／俱知安町 こども未来課

〒044-0001 虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

TEL 0136-55-6116 FAX 0136-21-2143